

飯田国道 NOW

地域と連携した
緑の道づくり

国土交通省 中部地方整備局
飯田国道事務所

〒395-0024
長野県飯田市東栄町3350番地
電話 (0265) 53-7200 (代表)
ファックス (0265) 53-7210
E-メール iikoku@cbr.mlit.go.jp

飯田国道事務所からのお知らせ

平成24年6月29日

特殊車両（過積載車両等）の 指導取締りを実施します

～道路は国民の大切な財産です～

1. 概要

道路のひび割れ・わだち掘れ・橋梁の損傷など道路が損傷する大きな原因には、定められたルール(重量等)を守らずに通行すること等があげられております。

特に、過積載車両の通行は、橋梁や舗装などの道路構造物に著しい負担をかけることになり、道路損傷の大きな原因となっています。

飯田国道事務所では、道路構造物の保全として、木曾警察署の協力を得て、特殊車両通行許可違反の現地取締りを行うこととしました。

現地では、違反車両の指導警告を行い、取締時に道路構造物に与える影響を周知するなど、事業者に法令遵守・意識向上を啓発します。

2. 日時及び場所（取締実施予定）

・ ・ 雨天等により中止になる場合があります。
(日時)平成24年 7月 4日(水) 13:30～15:30

* 当日の取材は可能です。

3. 記者発表資料 配布先

木曾合同庁舎記者室、塩尻市役所記者クラブ

4. 問い合わせ先

飯田国道事務所 管理第一課

副所長 唐沢 良治 管理第一課長 森 匡

TEL 0265-53-7205 FAX 0265-53-7212

E-Mail : iikoku@cbr.mlit.go.jp

道路の異常を発見したら・・・ 道路緊急ダイヤル#9910

飯田国道事務所ホームページ <http://www.cbr.mlit.go.jp/iikoku/>
飯田国道事務所モバイル <http://www.cbr.mlit.go.jp/iikoku/mobile/>

不許可・過積載車両はルール違反です

「特殊車両」は通行許可が必要

大型トレーラなどの「特殊車両」は、大きな貨物や大量の貨物を目的地に届けており、私たちの暮らしに大変役立っています。

しかしながら「特殊車両」は重量が重く寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないようにさまざまなルールが定められています。

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量	20.0トン(重さ指定道路は25.0トン ※)
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距に応じて18.0トン~20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

これらの制限値を1つでも超える車両は「通行許可」が必要です

※ 総重量の一般的制限値を車両の長さ及び軸重に応じて最大25t

特殊車両通行許可

- 車両制限令で定められた最高限度を超える車両を通行させようとする者が車両の諸元・積載物の内容・通行経路・通行の日時等のデータを揃え、道路管理者へ申請。
- 審査の結果、道路管理者が通行することがやむをえないと認めるときには、徐行など通行に必要な条件を付けて許可する。

※詳細は「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html> をご覧ください

ルール違反の車両が道路に及ぼす影響



大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、橋梁に対しては約9台分の加重が蓄積され、道路が損傷する原因になります。

軸重12トン
(基準より2割超過)



$$\left(\frac{12t}{10t}\right)^2 = \text{約9倍}$$

※過積載車両による橋梁等への影響は、基準超過の12乗に相当します。